

北茨城市奨学資金の支給申請を受付けます!!

北茨城市では、令和9年3月に高等学校等を卒業し、大学進学を希望する方で、次の要件を満たす方に対し、瓦葺利夫人材育成基金を財源に奨学資金を支給します。

※短期大学、専門学校、高等専門学校は該当しません。

申請期間

令和8年9月11日(金)～令和8年10月23日(金)午後5時15分まで

申請資格要件

- 申請時点で高等学校等へ在学していること。
- 学力(又は、文化・芸術・スポーツ等における成績)、資質ともに優れ、進学目的が明確であり学習意欲が高い者であること。
- 本人の属する世帯が、申請時点で北茨城市内に3年以上住民登録があること。
- 本人の属する世帯が生活保護受給世帯、非課税世帯、
又は※その他経済的理由により修学が困難な世帯であること。※裏面「所得(収入)基準」参照
- 本人及び生計維持者の属する世帯に市税等の滞納がないこと。

支給人数

2名以内

奨学資金の額

大学の区分	入学支度金(初年度のみ)	奨学金の月額(年額)
国公立大学	100,000円	50,000円(60万円)
私立大学	100,000円	80,000円(96万円)

支給方法

奨学生本人名義の口座に振り込みとなります。

- ① 入学支度金 入学前に振り込みます
- ② 奨学資金 四半期毎(3ヶ月毎)に振り込みます。

支給期間

大学に入学した月から当該大学の正規の修学期間を終了するまで。
ただし、資格事項の変更等により支給を休止又は取り消す場合があります。
(2年目以降は、毎年4月に在学状況等を報告する義務が生じます。
また、報告内容確認後に奨学金を支給することになります。)

●休止または取り消しの事例

- ・世帯収入の増や世帯員の減員等による世帯状況の変化
- ・他の奨学金受給 等

奨学生の選考

奨学生審査委員会において、申請書類及び面接により審査を行います。

他の奨学金制度との併用について

他の団体からの貸与型の奨学金との併用は可能です（給付型との併用はできません）。
ただし、返還免除の規定がある貸与型の奨学金との併用はできません。

スケジュール

- ・募集期間 令和8年9月11日(金)～令和8年10月23日(金)
- ・審査委員会 11月上旬～11月中旬
- ・奨学生の決定 11月中旬
- ・入学支度金の支給 令和9年3月
- ・奨学資金の支給 令和9年度から四半期毎に3ヶ月分支給

所得(収入)基準

「※その他経済的理由により、修学に困難がある世帯」の所得（収入）基準額は下記のとおりとなります。

	世帯人数（同住所別世帯も人数に含みます）				
	1人	2人	3人	4人	5人
	例：奨学生のみ	例：奨学生＋父 または母	例：奨学生＋父母	例：奨学生＋父母 ＋兄弟	例：奨学生＋父母 ＋兄弟2人
給与収入	1,595,000	2,489,000	3,314,000	4,128,000	4,870,000
所得	945,000	1,561,000	2,138,000	2,762,000	3,354,000

- 世帯全員の収入が給与の場合は、世帯全員の給与の総額が上記給与収入該当額を超えないこと。
世帯員の中に給与以外の収入がある場合は、世帯全員の所得の総額が上記所得該当額を超えないこと。

申請書等

申請書等は、市ホームページからダウンロードするか、若しくは市教育委員会 教育総務課（市役所4階）までお越しください。（原則、郵送はしません。）

申請書等提出先及び問合せ先

北茨城市役所4階 北茨城市教育委員会 教育総務課 総務学務係
代表電話番号0293-43-1111（内線452）

【注意事項】

- 1 申請書等の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
（土曜・日曜・祝日は受け付けておりません。）
- 2 申請書等は、本人又は保護者が教育委員会へ提出してください。（原則、郵送による提出は認めません。）また、提出された申請書等は、返却しませんので予めご了承ください。